

福祉用具

補装具の交付・借受け・修理

地域福祉課地域福祉係

身体障害者手帳の交付を受けた方、並びに難病患者等がその障がいを補うための用具として（補装具）の交付・借受け又は修理を行います。補装具の種類によっては、交付・借受けの際に道立心身障害者総合相談所の判定が必要になる場合があります。

◇補装具の種類

肢体不自由

義肢、装具、姿勢保持装置、車いす、電動車いす、歩行器、歩行補助杖、座位保持いす(児)、起立保持具(児)、排便補助具(児)、頭部保持具(児)、重度障がい者用意思伝達装置(言語機能も喪失された方)
※内部障がいにより歩行が困難な方はご相談ください。

視覚障がい

視覚障がい者安全つえ、義眼、眼鏡

聴覚障がい

補聴器、人工内耳(音声信号処理装置修理のみ)

◇申請手続

身体障害者手帳（難病患者等の場合は、医師の診断書又は意見書など病名と状態がわかる書類）、申請書、印鑑、個人番号（マイナンバー）のわかるもの、指定業者の見積書等を持参し、地域福祉係へ申請してください。（指定医師の意見書が必要な場合もあります）障がい者本人とその配偶者及び障がい児は保護者の市民税の課税状況に応じて、月額上限負担額が設定されます。

※借受けによることが適当である場合は次の①～③に限ります。

- ①身体の成長に伴い、短期間で補装具等の交換が必要であると認められる場合
- ②障害の進行により、補装具の短期間の利用が想定される場合
- ③補装具の交付に先立ち、複数の補装具等の比較検討が必要であると認められる場合

※他法優先について

他の法律で補装具の交付（修理等）又は貸与を受けることができる方は、他法による申請を優先してください。主な他法は介護保険法や労働者災害補償保険法などです。

自助具の給付

地域福祉課地域福祉係

所得税非課税世帯に属する在宅重度身体障がい者（児）か概ね65歳以上の寝たきりの高齢者、及び住民税所得割が46万円以上の者がいない世帯に属する18才未満の軽度・中等度難聴児に対し、日常生活動作を補う用具を給付します。

◇給付品目

読書スタンド、ページめくり、ヘルプハンド、トイレ付ベッド、入浴用リフト、難燃性寝具、洗髪器、空気清浄機、ベッド用テーブル、トイレ用トランスファーボード（身障児者のみ）、簡易和式ギャッジ（高齢者のみ）、補聴器（軽・中等度難聴児のみ）

◇申請手続

身体障害手帳、印鑑、見積書を持参し、地域福祉係に申請してください。

日常生活用具の給付

地域福祉課地域福祉係

重度障がい者（児）、難病患者等に対し、日常生活が円滑に行われるための用具を給付または貸与します。

	種 目	基準額 (円／単位当たり)	対 象 者	身 障 者	身 障 児	療 育 A	難 病
介護・訓練支援用具	★特殊寝台	154,000	下肢又は体幹機能障がい 2 級以上の障がい者、及び寝たきりの状態にある難病患者等	○	×	×	○
	★特殊マット	19,600	下肢又は体幹機能障がい 1 級の障がい者と 2 級以上の障がい児及び重度又は最重度の知的障がい者(児)、及び寝たきりの状態にある難病患者等で、原則として 3 歳児以上 (常時介護を必要とする者に限る。)	○	○	○	○
	★特殊尿器	67,000	下肢又は体幹機能障がい 1 級の障がい者(児)、及び自力で排尿できない難病患者等で、原則として学齢児以上 (常時介護を必要とする者に限る。)	○	○	×	○
	入浴担架	82,400	下肢又は体幹機能障がい 2 級以上の障がい者(児)で、原則として学齢児以上 (入浴に当たって家族等他人の介助を要するものに限る。)	○	○	×	×
	★体位変換器	15,000	下肢又は体幹機能障がい 2 級以上の障がい者(児)、及び寝たきりの状態にある難病患者等で、原則として学齢児以上 (下着交換に当たって家族等他人の介助を要するものに限る。)	○	○	×	○
	★移動用リフト	159,000	下肢又は体幹機能障がい 2 級以上の障がい者(児)、及び下肢又は体幹機能に障がいのある難病患者等で、原則として 3 歳以上	○	○	×	○
	訓練いす	33,100	下肢又は体幹機能障がい 2 級以上の障がい児で、原則として 3 歳以上	×	○	×	×
	訓練用ベッド	159,200	下肢又は体幹機能障がい 2 級以上の障がい児、及び下肢又は体幹機能に障がいのある難病患者等で、原則として学齢児以	×	○	×	○

			上				
	種 目	基準額 (円/単位当たり)	対 象 者	身障者	身障児	療育A	難病
自立生活支援用具	★入浴補助用具	90,000	下肢又は体幹機能障がい者(児)、及び入浴に介助を要する難病患者等で、原則として3歳以上 (入浴に介助を必要とする者)	○	○	×	○
	★便器	4,450	下肢又は体幹機能障がい2級以上の障がい者(児)、及び常時介護を要する難病患者等で、原則として学齢児以上	○	○	×	○
	★手すり (便器に手すりを付けた場合))	5,400	下肢又は体幹機能障がい2級以上の障がい者(児)、及び常時介護を要する難病患者等で、原則として学齢児以上	○	○	×	○
	T字状・棒状のつえ	3,000	平衡機能又は下肢、もしくは体幹機能障がい者(児)	○	○	×	×
	★移動・移乗支援用具	60,000	平衡機能又は下肢、もしくは体幹機能障がい者(児)、及び下肢が不自由な難病患者等で、原則として3歳以上 (家庭内の移動において介助を必要とする者)	○	○	×	○
	頭部保護帽	36,750	平衡機能または下肢、もしくは体幹機能障がい2級以上の障がい者(児)、及びてんかんの発作等により頻繁に転倒する重度又は最重度の知的障がい者(児)・精神障がい1級の障がい者	○	○	○	×
	特殊便器	151,200	上肢障がい2級以上の障がい者(児)、及び重度又は最重度の知的障がい者(児)で訓練を行っても自ら排便後の処理が困難な障がい者(児)、及び上肢機能に障がいのある難病患者等で、原則として3歳以上	○	○	○	○
	火災警報器	15,500 (1世帯 2台限度)	2級以上の身体障がい者(児)及び重度又は最重度の知的障がい者(児) (火災発生の感知・避難が著しく困難な障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯)	○	○	○	×
	自動消火器	28,700	2級以上の身体障がい者(児)及び重度又は最重度の知的障がい者(児)、及び難病患者等 (火災発生の感知・避難が著しく困難な障がい者のみの世帯)	○	○	○	○

			及びこれに準ずる世帯)				
	種 目	基準額 (円/単位当たり)	対 象 者	身障者	身障児	療育A	難病
	電磁調理器	41,000	視覚障がい 2 級以上及び重度又は最重度の知的障がい者(児)で 18 才以上の者 (盲人のみの世帯及びこれに準じる世帯)	○	×	○	×
	歩行時間延長信号機用 小型送信機	7,000	視覚障がい 2 級以上の障がい者(児)で、原則として学齢児以上	○	○	×	×
	聴覚障がい者用 屋内信号装置	87,400	聴覚障がい 2 級の障がい者 (聴覚障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯で日常生活上必要認められる世帯)	○	×	×	×
在宅療養等 支 援 用 具	透析液加温器	51,500	腎臓機能障がい 3 級以上で自己連続携行式腹膜灌流法による透析療法を行う障がい者(児)で、原則として 3 歳以上	○	○	×	×
	●ネブライザー (吸入器)	36,000	呼吸器機能障がい 3 級以上又は同程度の身体障がい者(児)、及び呼吸器機能に障がいのある難病患者であって、必要と認められる者で、原則として 3 歳以上 * 呼吸器障がい者以外は医師の意見書で判断する。	○	○	×	○
	●電気式たん吸引器	56,400	呼吸器機能障がい 3 級以上又は同程度の身体障がい者(児)、及び呼吸器機能に障がいのある難病患者であって、必要と認められる者で、原則として 3 歳以上 * 呼吸器障がい者以外は医師の意見書で判断する。	○	○	×	○
	酸素ボンベ運搬車	17,000	医療保険における在宅酸素療法を行う者	○	×	×	×
	盲人式体温計 (音声式)	9,000	視覚障がい 2 級以上の障がい者(児)で、原則として学齢児以上(盲人のみの世帯及びこれに準ずる世帯)	○	○	×	×
	盲人用体重計	18,000	視覚障がい 2 級以上の障がい者(盲人のみの世帯及びこれに準ずる世帯)	○	×	×	×
	動脈血中酸素飽和度測定器 (パルスオキシメーター)	42,000	呼吸器障がい、心臓機能障がい者(児)であって、医療保険における在宅酸素療法を行っている者、又は人工呼吸器を装着している者	×	×	×	○
		157,500	人工呼吸器の装着が必要な難病患者で、かつ常時精密なデータ管理を必要とすると医師が	×	×	×	○

			器具の常備を認めた者				
種 目		基準額 (円/単位当たり)	対 象 者	身障者	身障児	療育A	難病
情報・意思疎通支援用具	携帯用会話補助装置	98,800	音声機能もしくは言語機能障がい又は肢体不自由者(児)であって発声発語に著しい障がいを有する者で、原則として学齢児以上	○	○	×	×
	情報・通信支援用具 (障がい者向けのパーソナルコンピュータ周辺機器や、アプリケーションソフト)	市長が必要と認めた額	上肢機能障がい又は視覚障がい2級以上の障がい者(児)で、原則として学齢児以上	○	○	×	×
	点字ディスプレイ	383,500	視覚障がい及び聴覚障がいの重度重複障がい(原則として視覚障がい2級以上かつ聴覚障がい2級以上)の身体障がい者であって必要と認められる者	○	×	×	×
	点字器	10,400	視覚障がい2級以上の障がい者(児)で、原則として3歳以上	○	○	×	×
	点字タイプライター	63,100	視覚障がい2級以上の障がい者(児) (本人が就労もしくは就学しているか又は就労が見込まれる者に限る)	○	○	×	×
	視覚障がい者用ポータブルレコーダー (録音再生機)	89,800	視覚障がい2級以上の障がい者(児)で、原則として学齢児以上	○	○	×	×
	視覚障がい者用ポータブルレコーダー (再生専用機)	36,750	視覚障がい2級以上の障がい者(児)で、原則として学齢児以上	○	○	×	×
	視覚障がい者用活字文書読み上げ装置	115,000	視覚障がい2級以上の障がい者(児)で、原則として学齢児以上	○	○	×	×
	視覚障がい者用拡大読書器	198,000	視覚障がい者(児)で、原則として学齢児以上 (本装置によって文字等を読むことが可能になる者)	○	○	×	×
	盲人用時計	触読式	視覚障害2級以上の障がい者 なお、音声時計は手指の触覚に障がいがある等のため、触読式時計の使用が困難な者を原則とする。	○	×	×	×
		音声式					
	聴覚障がい者用通信装置	71,000	聴覚障がい者(児)又は発声・発語に著しい障がいを有する障がい者(児)であって、コミュニケーション、緊急連絡等の手段	○	○	×	×

			として必要と認められる者で、 原則として学齢児以上				
	種 目	基準額 (円/単位当たり)	対 象 者	身 障 者	身 障 児	療 育 A	難 病
情報・意思疎通支援用具	聴覚障がい者用 情報受信装置	88,900	聴覚障がい者(児)であって、本 装置によりテレビの視聴が可 能になる者	○	○	×	×
	視覚障がい者用情報受 信装置	29,000	視覚障がい者(児)であって、本 装置によりテレビの視聴が可 能になる者	○	○	×	×
	人工喉頭	70,100	喉頭摘出した障がい者(児)	○	○	×	×
	福祉電話(貸与)	市長が必要と 認めた額	難聴者又は外出困難な身体障 がい 2 級以上の障がい者であ って、コミュニケーション、緊 急連絡等の手段として必要性 があると認められる者及びフ ァックス被貸与者 (障がい者のみの世帯及びこ れに準ずる世帯)	○	×	×	×
	ファックス(貸与)	7,700	聴覚又は音声・言語機能障がい 3 級以上の障がい者であって、 コミュニケーション、緊急連絡 等の手段として必要性がある と認められる者 (電話(難聴者用電話を含む) によるコミュニケーション 等が困難な障がい者のみの世 帯及びこれに準ずる世帯)	○	×	×	×
	視覚障がい者用 ワードプロセッサ (共同利用)	1,030,000	視覚障がい 2 級以上の障がい 者(児)で、原則として学齢児以 上	○	○	×	×
	点字図書	市長が必要と 認めた額	主に、情報の入手を点字によっ ている視覚障がい者(児)	○	○	×	×
排泄 管 理 支 援 用 具	蓄便袋	8,600 (月額)	ストーマ(人工肛門)造設者(児)	○	○	×	×
	蓄尿袋	11,300 (月額)	ストーマ(人工膀胱)造設者(児)	○	○	×	×
	紙おむつ等 (紙おむつ、洗腸装具、 さらし、ガーゼ等衛生 用品)	12,000 (月額)	ストーマ造設者(児) 高度の排便機能障がい者(児) 高度の排尿機能障がい者(児) 脳原性運動機能障がい者かつ 意思表示困難者(児)で、原則と して3歳以上	○	○	×	×
	収尿器	8,500	排尿のコントロールが充分に できない高度の排尿機能障が い者(児)で、原則として3歳以 上	○	○	×	×

	種 目	基準額 (円/単位当たり)	対 象 者	身 障 者	身 障 児	療 育 A	難 病
住 宅 改 修 費	★居宅生活動作補助用具 移動を円滑にする用具 で小規模な住宅改修を 伴うもの ①手すりの取り付け ②段差の解消 ③滑り防止及び移動の 円滑化等のための床 又は通路面材料の変 更 ④引き戸等への扉の取 替え ⑤その他上記の住宅改 修に付帯して必要と なる住宅改修 ※なお、給付は原則と して1回とする。	200,000	下肢、体幹機能障がい又は乳幼 児期以前の非進行性の脳病変 による運動機能障がい(移動機 能障がいに限る)を有する障が い者(児)であって障がい等級3 級以上、及び下肢又は体幹機能 に障がいのある難病患者等	○	○	×	○

★介護保険制度による給付・貸与が優先となります。

●呼吸器障がい者以外は医師の意見書が必要です。

◆学齢児とは・・・義務教育期

◆“これに準ずる世帯”とは・・・

- ①障がい者を除く世帯員が学齢児以下である世帯
- ②障がい者を除く世帯員が介護保険法に基づく介護認定により要介護5と認定されている世帯
- ③障がい者を除く全ての世帯員又は障がい者のいずれかが同一敷地外で別居している世帯
- ④週7日において日中障がい者のみとなる世帯（日中とは午前8時から午後5時までの時間帯をいう。）

◇申請手続

日常生活用具給付等申請書、指定業者の見積書、身体障害者手帳（難病患者等の場合は、医師の診断書又は意見書など病名と状態がわかる書類）、印鑑を持参し、地域福祉係へ申請してください。また、障がい者本人とその配偶者及び障がい児は保護者の前年度の所得額に応じて、月額上限負担額が設定されます。

車いすの貸し出し _____ 地域福祉課地域福祉係

身体障がい者や高齢者の方で一時的に車いすを必要とする方に、無料で車いすの貸し出しをしています。期間は最長1か月程度です。

◇申請手続

申請する方の印鑑を持参し、地域福祉係へ申請してください。

緊急通報装置の設置

地域包括ケア推進課地域包括ケア推進係

緊急通報装置によりひとり暮らしの高齢者と受信センターとを電話回線で結ぶことで、火災、事故、急病その他緊急時の救護活動の適正化・迅速化を図ります。

◇対象者

次のいずれかに該当する方

- 1) 65歳以上のひとり暮らしの世帯
- 2) 75歳以上のみで構成される世帯
- 3) 日中は家族不在となる75歳以上の世帯
- 4) 重度身体障がい者のひとり暮らし世帯
- 5) 重度身体障がい者で75歳以上と同居する世帯

◇費用の負担

通報装置一式を設置します。市民税課税世帯の方は、設置時の工事費用の半額(約20,000円)、市民税非課税世帯の方は10,000円が自己負担となります。

◇申請手続

居住地区の民生委員を通すか、直接地域包括ケア推進係へ申請してください。

家族介護用品の支給

地域包括ケア推進課地域包括ケア推進係
地域福祉課地域福祉係

在宅で寝たきりの高齢者などを介護する家族に対し、紙おむつ(現物または給付券)を支給することで、家族介護者の身体的、精神的、経済的負担の軽減を目的とします。

◇対象者

次のいずれかの人を介護している市民税非課税世帯の家族介護者

- 1) 介護保険の要介護度が要介護4、5の認定を受け、寝たきり等の状態でおむつを常時必要としている方
- 2) 特定疾患医療受給者証の交付を受け、おむつを常時必要としている方
- 3) 身体障害者手帳の障害程度が1～2級、または療育手帳A判定でおむつを常時必要としている方

◇申請手続

- 1) については

印鑑及び介護を受けている方の介護保険証を持参し、地域包括ケア推進係へ申請してください。

- 2) 3) については

印鑑及び特定疾患受給者証、または身体障害者手帳、または療育手帳を持参し、地域福祉係へ申請してください。

障がいなどにより、紙おむつの支給を受けている方などに対して、指定ごみ袋（燃やせるごみ用）を支給することで、経済的負担の軽減を目的とします。

◇対象者

次のいずれかに該当する方

- 1) 美唄市重度障がい者等紙おむつ支給事業実施要綱により、紙おむつの支給を受けている方
- 2) 美唄市障がい者等日常生活用具給付等実施要綱により、紙おむつの支給を受けている方
- 3) 美唄市家族介護用品支給事業実施要綱により、紙おむつ等の支給を受けている市民税非課税世帯

◇申請手続

印鑑及び支給・給付決定通知書の写しを持参し、環境係へ申請してください。

